

京都市告示第 102号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から14日間一般の縦覧に供します。

平成18年6月15日

京都市長 梶本 頼 兼

道路の種類 府 道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
京都守口線	伏見区下鳥羽広長町300番地の1地先から	旧	メートル 222.60	メートル 18.00 ~ 18.10
	同町300番地の9地先まで	新	233.40	17.95 ~ 18.09
大津淀線	伏見区下鳥羽六反長町133番地地先から	旧	131.60	22.00 ~ 25.00
	同区下鳥羽南六反長町1番地地先まで	新	131.60	21.98 ~ 25.03
	伏見区下鳥羽浄春ヶ前町135番地地先から	旧	505.80	14.95 ~ 25.05
	同区下鳥羽広長町117番地地先まで	新	499.10	21.83 ~ 25.05
大津宇治線	伏見区醍醐多近田町20番地の4地先から	旧	11.10	15.99 ~ 18.14
	同町16番地の3地先まで	新	11.10	17.29 ~ 25.34

(建設局道路部道路明示課)